

可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム (第2期取組計画：令和3年度～7年度)

はじめに

平成28年11月に策定した可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「本プログラム」という。）は令和2年度で計画期間満了となるため、これまでの取組みについて実績評価をおこなうとともに、令和3年度～令和7年度における第2期取組計画を策定する。

1. 取組方針（目的）

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防ぎ、市民の生命と財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを実現するため、「可児市耐震改修促進計画」を策定して、耐震化対策を総合的に進めている。

本プログラムは、可児市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術的向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることを目的として具体的な施策を定めている。

本市においては、平成21年度より、普及啓発重点地区として、旧耐震基準建築物が密集している昭和56年以前に開発された住宅団地を中心に、「耐震啓発ローラー作戦」と称し、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会等と連携し戸別訪問を行い、耐震化の必要性について意識啓発を行うとともに、無料耐震診断・耐震改修の補助制度の普及・啓発を行っている。

このため、本プログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を継続して推進することを目的とする。

2. 位置付け

本プログラムは、可児市耐震改修促進計画 第4「建築物の耐震化を促進する施策」に基づき策定する。

3. 取組計画期間

本プログラムの取組計画期間は、可児市耐震改修促進計画（第3期計画）と整合性を図り、下記のとおり定める。

ただし、社会経済情勢や財政、関連計画の改定、本プログラムの進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2期計画期間 : 令和3年度 ～ 令和7年度 (5ケ年間)

4. これまでの実績

本市では、平成14年度から住宅の耐震化促進事業を実施しており、その実績は下表のとおりである。

補助事業等の種類	年度																				合計		
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R01	R02		R03	R04
木造住宅耐震診断事業	32	17	30	35	14	27	104	66	83	107	71	73	83	37	41	36	12	19	13	20	30	27	977
木造住宅簡易耐震診断事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	13	3	1	1	0	3	1	50
木造住宅耐震改修工事費補助	※1	-	3	1	3	3	4	8	9	15	16	17	13	12	6	4	5	4	4	1	1	1	130
木造住宅除却工事費補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	3	12	18
建築物耐震診断事業費補助	-	-	-	-	1	0	0	4	0	4	2	6	3	2	0	5	1	0	0	0	2	0	30
特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震改修工事費補助	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震改修工事費補助	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定天井の耐震改修工事費補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
ブロック塀等撤去費補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	16	10	10	5	6	88

戸別訪問（耐震啓発ローラー作戦）としては、平成21年度から令和5年度までに、住宅団地10地区（清水ヶ丘、愛岐ヶ丘、緑、鳩吹台、緑ヶ丘、桜ヶ丘、松伏、禅台寺、長坂、若葉台）約3,433戸、既成市街地6地区（兼山、羽崎、二野、久々利、広見東部、広見）約966戸の合計約4,399戸を訪問し、耐震化に関する普及・啓発を実施した。

5. 耐震化を促進する取組

◎住宅耐震化に係る総合的支援メニューの対象となる地方公共団体（国土交通省）

少なくとも以下の耐震化を促進する取組を規定した住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めること。

【耐震化を促進する取組】

- ① 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- ④ 広く一般に対して耐震化の必要性に係る普及・啓発

○耐震化取組1

●国土交通省の要件

【必要な耐震化取組1】

戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組を行うこと

〔具体的な要件〕

市区町村の取組において、以下の i、ii のいずれかに該当する場合

- i) 戸別訪問を未実施又は実施中の市区町村にあっては、戸別訪問や管内の旧耐震住宅所有者へのダイレクトメールの送付等により直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促すための取組を実施していること
- ii) すでに戸別訪問を実施済みの市区町村にあっては、戸別訪問後に以下のフォローアップに係る取組のいずれかを行っていること
 - ・自治会等の地域組織を通じた住宅所有者への耐震改修実施に係る間接的な働きかけ
 - ・再度の戸別訪問またはダイレクトメール等による直接的な働きかけ

市の耐震化取組 1

戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

〔具体的な取組内容〕

① 戸別訪問（耐震啓発ローラー作戦）

- ・ 戸別訪問のように建物所有者と直接的に対話できる取組みは、耐震化の促進に効果があると考え、未だ訪問していない住宅団地を中心に自治会区域単位の区域毎に毎年計画的（別表：実施計画表）に訪問することとする。昭和 56 年以前に造成された住宅団地の既存住宅は建築後 40 年以上経過して建替えの時期を迎えている。新耐震基準住宅への建替えが 5 割程度の地区を調査して重点的に耐震啓発を行うことで、より一層の効果が期待できる。また、平成 30 年に行ったブロック塀等の安全点検の調査に基づいて、通学路や緊急時の避難路沿道における倒壊の恐れのあるブロック塀の所有者についても戸別訪問を実施していくこととする。

訪問時には、パンフレットや申込書等を持参し各戸説明を行う。留守宅の場合はポストイングを行い、資料提供を行う。また、戸別訪問を実施する前に自治会長等に事前説明を行い、回覧板等にて予定訪問者へ事前連絡（お知らせ）を行う。

- ・ 毎年の戸別訪問期間終了時には、市役所や集会所等において、個別耐震相談会を実施し、留守宅への個別説明の機会や訪問説明時に申込みを躊躇された方などの耐震診断申込みの機会を設けるため、地元の方々が出掛けやすい場所にて行う。
- ・ 戸別訪問時には、耐震に関する専門的なアドバイスや相談を即時できるよう、市職員の他に岐阜県木造住宅耐震相談士（一般財団法人岐阜県建築士事務所協会中濃支部）を同行させる。

参考数値

- ・ 可児市耐震改修促進計画

平成 30 年度推計

住宅総数：42,880 戸

耐震化されている住宅：36,890 戸（診断により耐震性を満たす住宅又は改修済）

耐震性が不十分な住宅：5,990 戸

上記より、旧耐震基準住宅をすべて戸別訪問するとした場合、年間 300～500 件の戸別訪問を実施すると約 20 年以上かかるため、効率的に耐震化の促進をおこなうため、昭和 56 年以前に造成された住宅団地で、建替え率が概ね 50%程度の地域を特定して、重点的に普及・啓発活動を進めていく。

② ダイレクトメールの送付

- ・ 毎年、税務課が納税者へ発送している納税通知書に耐震化啓発、補助制度等の文書を同封し、市民に広く伝える耐震化の普及啓発の手法の一つとして実施する。実施にあたっては、税務課及び郵送費、文書印刷費等の予算調整を行い、毎年ではなく取組期間中に 1 回程度を予定する。送付時期は、令和 5 年度に実施予定。

○耐震化取組 2

●国土交通省の要件

【必要な耐震化取組 2】

耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促すよう取組を行っていること

〔具体的な要件〕

市区町村の取組において、以下の i、ii のすべてに該当する場合

i) 耐震診断結果報告時に耐震改修を促すこと

例：パンフ等の配布・説明、費用目安の提示、改修事業者リストの提供等

ii) 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促すこと

市の耐震化取組 2

耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

〔具体的な取組内容〕

- ① 耐震診断結果報告時において、耐震改修工事等を促すため、パンフレットの配布・説明、耐震改修後の診断例、耐震改修工事費用の概算費用目安の提示、耐震改修工事費補助金の案内、耐震改修事業者（施工業者）リスト等の提供案内を提示する。
- ② 耐震診断後、概ね 1 年を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等により耐震改修を促す。

○耐震化取組 3

●国土交通省の要件

【必要な耐震化取組 3】

改修事業者等の技術力（工法、金融、営業）向上を図る取組を行う（説明会・講習会）とともに、住宅所有者から耐震診断・改修を行う改修事業者等への接触が容易となる取組を行っていること

〔具体的な要件〕

都道府県又は市区町村の取組において、以下の i、ii のすべてに該当する場合

i) 改修事業者の技術力（耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等）の向上に係る取組を行っていること

ii) 地方公共団体又は改修事業団体等により耐震改修事業者リストを公表等していること

市の耐震化取組 3

改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

〔具体的な取組内容〕

- ① 耐震改修事業者の技術力の向上を目的とした説明会・講習会等の開催

- ・岐阜県建築物地震対策推進協議会（中濃ブロック会）（以下「協議会」という。）の主催（中濃管内市町村主体での開催）等において、説明会・講習会が実施される場合は、市内の耐震改修事業者へ案内し受講を促す。
- ・上記協議会以外に可児市主催の説明会・講習会を開催し、市内耐震改修事業者リスト（木造住宅耐震改修工事取り扱い可児市内施工業者一覧）の掲載事業者へ案内し受講を促す。講習内容としては、耐震改修工事の補強方法（補強金物・構造用合板等の設置に関する注意点）、市補助交付要綱の概要、耐震化PR紹介等とし、市職員、岐阜県木造住宅耐震相談士（一般財団法人岐阜県建築士事務所協会中濃支部）又は大学教授等を講師として実施する。開催頻度は1回／年度以上とする。

② 耐震改修事業者リストの公表

- ・木造住宅所有者等が耐震改修工事の検討する際の改修事業等への接触が容易となることを目的として可児市内の可児市競争入札参加資格者、可児市小規模契約希望者登録業者及び可児市耐震改修工事補助事業の実績施工業者に掲載希望を募り、掲載希望の回答のあった事業者のリスト（木造住宅耐震改修工事取り扱い可児市内施工業者一覧）を平成30年から窓口及び可児市ホームページ等において公表している。

○耐震化取組4

国土交通省の要件

【必要な耐震化取組4】

広く一般に対して耐震化の必要性に係る普及・啓発を行っていること

〔具体的な要件〕

市区町村の取組において、以下の i、ii、iii のすべてに該当する場合

- i) 広く一般の住民に対して、広報誌等を通じて耐震改修の必要性について周知すること
- ii) 少なくとも年1回以上、一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行うこと。
- iii) パンプ・チラシを作成・配布していること

市の耐震化取組4

広く一般に対して耐震化の必要性に係る普及・啓発

〔具体的な取組内容〕

① 広報誌・市ホームページ等による耐震化の必要性の周知

- ・広報誌（広報かに毎年4月号）において、耐震化の必要性を周知するため、当該年度の耐震診断や耐震改修工事費補助等に関する募集案内を掲載し周知に努める。また、9月の防災訓練時期等に併せて耐震化に関する記事の掲載を企画し周知していく。
- ・市ホームページ（YouTube 外部サイト）から可児市耐震啓発PR動画（啓発編・耐震診断編・耐震補強編）を配信し、広く一般市民へ耐震改修の必要性を周知する。また、当該動画については、予算の範囲内においてケーブルテレビ可児にて

放映を行い周知する。

- ② 一般市民を対象とした説明会・セミナー等の開催（開催頻度1回／年度）
- ・要望のあった自治会単位での耐震化説明会・可児市防災リーダー養成講座（防災安全課）、楽学講座（地域振興課）等出席者が限定された説明会に加え、広く可児市民向けに行う説明会・セミナー・展示を企画し開催していく。具体的には、広報かに等により開催の周知を行い、大学教授や専門家によるセミナーや庁舎内での耐震ブースによる展示（有人説明有り）を1日以上実施し、これらの機会には耐震診断の申込み受付も行う。

パンフレット・チラシの作成・配布

- ・可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱、可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づく耐震化支援制度の内容を記載したパンフレット・チラシを作成し、さまざまな周知の機会において活用し配布していく。

6. 取組内容・目標・実績

○計画

当該年度取組内容、当該年度目標（耐震診断件数・耐震改修工事補助件数）、全年度までの実績（耐震診断件数・耐震改修工事補助件数）に基づき、以降の取組内容・目標を毎年度見直す。

○自己評価

前年度の取組実績、全年度の課題、改善策について、毎年度、自己評価を行う。

○アクションプログラムの策定・更新経過

策定	平成 28 年 11 月 1 日（当初）
更新	平成 30 年 3 月 28 日
更新	平成 31 年 3 月 29 日
更新	令和 2 年 3 月 31 日
改定	令和 3 年 3 月 31 日（第2期計画）

○実績の公表

平成 28 年度	平成 28 年 11 月 1 日
平成 28 年度	平成 29 年 4 月 3 日
平成 29 年度	平成 30 年 4 月 2 日
平成 30 年度	平成 31 年 4 月 1 日
平成 31 年度	令和 2 年 4 月 1 日
令和 2 年度	令和 3 年 4 月 1 日
令和 3 年度	令和 4 年 4 月 1 日
令和 4 年度	令和 5 年 4 月 3 日
令和 5 年度	令和 6 年 4 月 1 日